

藤崎町介護保険事業の全体像

<改正前>

介護保険制度

<改正後>

財源構成

国 25%

都道府県

12.5%

市町村

12.5%

1号保険料

22%

2号保険料

28%

財源構成

国 39.0%

都道府県

19.5%

市町村

19.5%

1号保険料

22%

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付
(要支援1~2)

訪問看護、福祉用具等

訪問介護、通所介護

介護予防事業

- 二次予防事業
 - ・通所型介護予防事業(筋力あつぷ教室)
- 一次予防事業
 - ・閉じこもり予防事業(げんき教室)
 - ・認知症予防支援事業(脳トレ教室)
 - ・運動機能向上支援事業(にこにこわいわい健康教室)

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
 - ・介護予防ケアマネジメント
 - ・総合相談支援業務
 - ・権利擁護業務
 - ・ケアマネジメント支援

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

改正前
と同様

介護給付 (要介護1~5)

予防給付 (要支援1~2)

訪問看護、福祉用具等

介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1~2、基本チェックリスト対象者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス
 - ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業
 - ・介護予防把握事業
 - ・地域リハビリテーション活動支援事業
 - ・地域介護予防活動支援事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
(左記業務に加え、**地域ケア会議の充実**)
- **在宅医療・介護連携推進事業**
- **認知症施策推進事業**
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
- **生活支援体制整備事業**
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

事業に移行

全市町村
で実施

多
様
化

充
実

地域支援事業

地域支援事業

・ 介護予防・日常生活支援総合事業(抜粋拡大)

